

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店の処分に関する基準

1 趣旨

この基準は、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（平成15年企業局管理規程第32号。以下「規程」という。）第13条第2項の規定に基づき公営企業管理者（以下「管理者」という。）が静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に対して行う文書注意、指定の効力の停止又は指定の取消し（以下「処分」という。）の基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 処分の対象となる行為及び処分の決定

(1) 処分の対象となる行為

規程第13条第2項第1号の「下水道に関する法令、条例及びこの規程に違反したとき」又は同項第2号の「業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として不適當と認めるとき」は、指定工事店が別表第1の「処分の対象となる行為」の欄に掲げる行為をしたと認められる場合をいう。

(2) 処分の決定

ア 管理者は、指定工事店が別表第1の「処分の対象となる行為」の欄に掲げる行為をしたと認める場合には、別表第1の「違反点数」の欄に定めるところにより、当該指定工事店がした行為について違反点数を決定する。

イ 管理者は、指定工事店が過去にした行為に係る違反点数の合計と処分の前歴に応じて、別表第2に定めるところにより、指定工事店に対し処分を行う。ただし、指定工事店の別表第1の「処分の対象となる行為」の欄に掲げる行為の回数及びその内容、処分の前歴の回数及びその内容、過去の処分に係る行為の再発の防止についての指定工事店の姿勢その他の指定工事店の事情を総合的に考慮して、指定工事店に引き続き排水設備等の新設の工事を施行させることが著しく不適當であると認める場合には、指定の取消しを行う。

3 違反点数を合算する期間及び処分の前歴を考慮する期間

(1) 違反点数を合算する期間

指定工事店が過去にした行為に係る違反点数は、処分をしようとする日から3年前までのものに限り合算する。ただし、次に掲げる場合は、その前にした行為に係る違反点数は、合算しない。

ア 違反点数を決定した日から1年を経過する日までの間に別表第1の「処分の対象となる行為」をしたと認められないとき。

イ 指定の効力の停止がされた場合において、当該指定の効力の停止に係る期間が満了したとき。

(2) 処分の前歴を考慮する期間

処分の前歴を考慮する期間は、処分が行われた日から起算して3年間とする。ただし、当該期間内に指定工事店が新たに別表第1の「処分の対象となる行為」の欄に掲げる行為をし、当該行為に係る処分が行われた場合には、当該処分が行われた日から起算して3年を経過した日を末日として処分の前歴を考慮する期間を延長する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店に関する違反行為等の処分基準の規定により決定された違反点数の内、その合計点数が30点未満のときは、この基準の違反点数の1点に、30点以上50点未満のときは、この基準の違反点数の2点に、50点以上80点未満のときは、この基準の違反点

数の3点に、それぞれ換算し適用するものとする。

- 3 この基準は、この基準の施行日以後に発生した違反の事実から適用し、同日前に発生した違反の事実については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（「2 処分の対象となる行為及び処分の決定」関係）

処分の対象となる行為	違反点数	条例・規程等
1 規程第13条第2項第1号（下水道に関する法令、条例及びこの規程に違反したとき。）		
（1）工事の施工の申込みを受けたときに、正当な理由がなく、これを拒む行為	1点	規程第6条第2項第1号
（2）工事を不適正な工費で施工する行為	6点	規程第6条第2項第2号
（3）工事契約に際し、工事金額、その内訳及び工事期限を明示しない行為	3点	規程第6条第2項第3号
（4）工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる行為	3点	規程第6条第2項第4号
（5）指定工事店として自己の名義を他の業者に貸与する行為	6点	規程第6条第2項第5号
（6）工事を責任技術者の監理の下に施工しない行為	3点	規程第6条第2項第6号
（7）災害等緊急時に、排水設備の復旧に関し管理者からの協力の要請があったとき、これに協力しない行為	1点	規程第6条第2項第7号
（8）静岡市下水道条例施行規程第4条第1項第1号に掲げる書類を提出せず、管理者の確認を受けずに排水設備工事を行う行為（無届工事）	8点	静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例301号）第5条第1項 規程第6条第2項第8号
（9）静岡市下水道条例施行規程第4条第1項第1号に掲げる書類を提出したが、管理者の確認を受ける以前に排水設備工事を行う行為（事前着工）	4点	静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例301号）第5条第1項 規程第6条第2項第8号
（10）排水設備工事完了後、検査を受けない行為	5点	条例第6条第1項
（11）工事の検査を受けるとき、責任技術者が立ち会わない行為	2点	規程第8条第1項
（12）検査の結果、その工事が不良と認められた場合、指定された期間内に修補しない行為	4点	規程第8条第2項
（13）工事完了後1年以内に生じた故障を、当該工事を施工した指定工事店の負担で修繕しない行為（その原因が天災又は使用者の故意若しくは過失によると認められるときを除く。）	5点	規程第9条
（14）上記以外で下水道に関する法令、条例及びこの規程に違反する行為	管理者が定める点数	
2 規程第13条第2項第2号 （業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として不適当と認めるとき。）		
（1）管理者が指定工事店として不適当と認める行為	管理者が定める点数	

備考

- 1 1－（5）の行為をした場合は、他の項の行為については違反点数の加算をしない。
- 2 1－（8）の行為をした場合は、1－（10）の行為については違反点数の加算をしない。
- 3 1－（8）、1－（9）及び1－（10）の行為に加え下水道の不正使用を伴う場合は、違反点数に「4点」の加算をする。

別表第2（「2 処分の対象となる行為及び処分の決定」関係）

	(違反点数の累積)													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14～
処分前歴がない者	文書注意				3月間の指定の効力の停止				4月間の指定の効力の停止		5月間の指定の効力の停止		6月間の指定の効力の停止	
処分前歴が一回である者	文書注意			3月間の指定の効力の停止				4月間の指定の効力の停止		5月間の指定の効力の停止		6月間の指定の効力の停止		
処分前歴が二回である者	文書注意	3月間の指定の効力の停止				4月間の指定の効力の停止		5月間の指定の効力の停止		6月間の指定の効力の停止				
処分前歴が三回である者	3月間の指定の効力の停止			4月間の指定の効力の停止		5月間の指定の効力の停止		6月間の指定の効力の停止						
処分前歴が四回以上である者	3月間の指定の効力の停止	4月間の指定の効力の停止		5月間の指定の効力の停止		6月間の指定の効力の停止								